

非紹介患者初・再診加算料について

平成30年4月から、「病院や診療所などの役割分担を進める」との国の方針により、大病院(特定機能病院および許可病床400床以上の地域医療支援病院)に対して、紹介状を持たず受診した患者さんに特別の料金を求めることが法律によって義務化されました。

当院は、許可病床400床以上の地域医療支援病院にあたるため、対象となる患者さんに、通常の初診料、再診料とは別に下記の料金を全額自己負担とさせていただきます。



【当院における初・再診加算料の料金(税込)】

・他の保険医療機関からの紹介状なしで初診を受けられる方

<30年4月より> 医科 5,000円 歯科 3,000円

・当院が他の保険医療機関に紹介する旨の文書による申出を行ったにもかかわらず、ご自身の選択により当院を再度受診される方(診療の都度)

<30年4月より> 医科 2,500円 歯科 1,500円

Q 初診患者とは？

A 荏原病院の診察券を既にお持ちの方でも、次のような場合は初診の扱いとなり、非紹介患者初診加算料をお支払いいただきます。

- ① 以前に受診された際の病気が医学的判断により治癒し、別の病気で受診される場合
- ② 前回受診後、任意に診察を中断され、1か月以上経過した場合
(ただし、慢性疾患等明らかに同一の疾病または負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。)
- ③ 医科(内科・外科等の歯科以外)の診療科で診療継続中の患者さんが、歯科で初診となる場合
(またその逆の場合)

○ひとり親受給者証、乳幼児受給者証をお持ちの方も、紹介状をお持ちでない場合は上記の料金をお支払いいただきます。

Q 非紹介患者初・再診加算料の対象外は？

A 主なものとして、以下の場合は対象外となります。

- ① 救急の患者さん(救急搬送や受診後直ちに入院等が必要となるような緊急性が認められた場合)
- ② 国の公費負担医療制度を受給されている方
- ③ 当院の他の診療科を継続して受診している患者さん
- ④ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ⑤ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者さん
- ⑥ 治験協力者である患者さん、災害により被害を受けた患者さん 等